

ウォーカブルな人を中心のパブリック空間形成に資する
グランドレベルデザインの形成に関する
調査・検討業務

報 告 書

令和 3 年 3 月

国土交通省 都市局

ウォーカブルな人を中心のパブリック空間形成に資する
グランドレベルデザインの形成に関する調査・検討業務 報告書

< 目 次 >

1. 業務の目的と内容	
1.1 業務の目的	1-1-1
1.2 業務の内容	1-2-1
1.3 業務実施期間	1-3-1
2. 有識者を交えた業務推進体制の構築及び検討会の実施	
2.1 有識者を交えた業務推進体制の構築	2-1-1
2.2 有識者を交えた検討会の実施.....	2-2-1
3. 関係法令・既往事例集等の調査	
3.1 関係法令の調査	3-1-1
3.2 既往事例集の調査.....	3-2-1
4. 基本方針の検討	
4.1 事例集作成の目的.....	4-1-1
4.2 デザインのポイントにおける基本的な考え方と掲載内容.....	4-2-1
4.3 全国事例における基本的な考え方と掲載内容.....	4-3-1
5. 事例の収集と類型化	
5.1 デザインのポイントにおける事例の収集	5-1-1
5.2 デザインのポイントにおける事例の類型化.....	5-2-1
5.3 全国事例における事例の収集.....	5-3-1
5.4 全国事例における事例の類型化.....	5-4-1
6. 「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」形成のためのポイントの整理	
6.1 グランドレベルデザインの要点の整理.....	6-1-1
6.2 取組の要素ごとのキーワード・手法の整理.....	6-2-1
7. 事例集の作成	
7.1 事例集の作成	7-1-1
8. 卷末資料	
8.1 業務内容に係わる業務実施記録.....	8-1-1

1. 業務の目的と内容

1. 業務の目的と内容

1. 1 業務の目的

都市の魅力向上を図るためにには、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォーカブルな人を中心の空間へ転換し「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進することが求められている。このようなまちなか形成には、沿道建築物の低層内部のアクティビティの可視化など、エリア単位でグランドレベル（建物低層部、オープンスペース、街路等を含むした空間）の充実化を進めることが重要であり、全国各地でこのような取組を推進するためには、活用事例等をとりまとめ、幅広く周知することが必要である。

本業務では、地区計画やデザインガイドラインなどエリア単位でのグランドレベルのデザインルールを定めた事例等を調査し、「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」の形成に資するグランドレベルデザインのあり方を検討するとともに、これらの内容を周知するための事例集を策定する。

1. 2 業務の内容

本業務の内容を以下に示す。

(1) 有識者を交えた業務推進体制の構築及び検討会の実施

事例集に対して助言する建築・土木・造園デザインに関する有識者候補を提案するとともに、選定された有識者（3～4名程度）と連携体制を構築し、下記（3）の業務、下記（6）の業務、下記（7）の業務が進捗した段階で上記体制による検討会を行う。

(2) 関係法令・既往事例集等の調査

都市計画法や建築基準法、道路法、バリアフリー法などの法令等を調査し、建築物やオープンスペース、街路等に関する規制・誘導を行う制度の基準等を整理する。また、既往事例集を調査し作成する事例集の位置づけを整理する。

(3) 基本方針の検討

「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」の形成に資するグランドレベルのあり方、事例選定の考え方・候補など、事例集作成を進めるうえでの基本方針を作成し、検討会での意見を踏まえ決定する。

(4) 事例の収集

官民の連携により、地区計画やデザインガイドラインなどエリア単位におけるグランドレベルの充実化を図るための共通ルールを策定した事例、また、地区計画やデザインガイドラインなどの目的に沿ってまちなかの空間形成につながった事例をヒアリングや現地調査等で収集し、「ガイドライン等の策定プロセス、運用及び運用上の留意点」「ガイドライン等に定められたデザインコンセプト及び建築物やオープンスペース、街路等のデザインや利用形態に関する規定や記載事項」「対象事例の現況」等を把握する。

(5) 事例の類型化

上記（4）で把握した事例について、基本方針に基づき「ガイドライン等の策定プロセス及び運用」「デザインコンセプト及び建築物やオープンスペース、街路等のデザインや利用形態に関する規定や記載事項」の類型化を行う。

(6) 「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」形成のためのポイントの整理

上記（5）で行った類型化及び基本方針に基づき、「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」の形成に資するグランドレベルのデザインコンセプト、建築物や街路等のデザイン等の手法を整理し、検討会での意見を踏まえ「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」形成のためのポイントを作成する。

(7) 事例集の作成

上記（5）及び（6）をとりまとめ、検討会の意見を踏まえ事例集（案）を作成する。

1. 3 業務実施期間

契約締結日の翌日から令和3年3月12日まで

2. 有識者を交えた業務推進体制の構築及び検討会の実施

2. 有識者を交えた業務推進体制の構築及び検討会の実施

2. 1 有識者を交えた業務推進体制の構築

本業務を実施するにあたって、事例集の作成に対する助言をいただくため、全国でまちづくり・都市デザインの実績を有する、実績建築・土木・造園デザインに関する専門家を抽出・整理し、本業務での有識者候補として提案した。有識者候補との調整の結果、以下の4氏を有識者として選定した。

氏名	所属・役職	専門分野	関連する主な実績
出口 敏 ※座長	東京大学・教授	都市計画学、都市デザイン学	<p><研究></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会の実現に向けた都市のサステナビリティ評価 ・都市空間の構成原理、変容過程、利用法等 ・アーバンデザインの実践研究 <p><施設整備、計画策定など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏の葉地域 <p><著作></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ストリートデザイン・マネジメント 公共空間を活用する制度・組織・プロセス」(2019)
中井 祐	東京大学・教授	景観論、公共空間・公共施設のデザインとまちづくり、近代土木デザイン史	<p><施設整備、計画策定など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中野区警察大学校跡地公共空間（中野区）、牛久駅周辺公共空間（牛久市）、白水ダム周辺環境整備・城下町再生（竹田市）、大槌町復興 ・鵜飼大橋（岐阜市）、河戸堰+松田川河川公園（宿毛市） <p><著作></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「GS 群団底力編 このまちに生きる 成功するまちづくりと地域再生力」（2013） ・「GROUNDSCAPE 篠原修の風景デザイン」（2006） ・「グラウンドスケープ宣言—土木・建築・都市 デザインの戦場へ—」（2003）
藤村 龍至	東京藝術大学・准教授	建築設計	<p><施設整備、計画策定など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙川リバーフロント地区整備計画（岡崎市） ・鳩山町コミュニティ・マルシェ（鳩山町） <p><委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストリートデザイン懇談会 副座長（2018-2019 街路課）

三谷 徹	東京大学・教 授	ランドスケープ デザイン	<p><施設整備、計画策定など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風の丘（1997） ・品川セントラルガーデン（2002） ・奥多摩森林セラピートレイル（2010） ・柏の葉キャンパス駅前街区（2014） ・リソルの森グランヴォースパビレッジ（2020） <p><著作></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アースワークの地平（翻訳） ・モダンランドスケープアーキテクチュア（訳著） ・場のデザイン（編著） ・ランドスケープの近代（共著）
------	-------------	-----------------	--

2. 2 有識者を交えた検討会の実施

前節で示す有識者の連携体制を構築し、有識者を交え本業務に係る協議を実施する場として、検討会を実施した。検討会は、本業務の期間中に計3回実施した。検討会の実施日・実施方法・議事は下記の通りである。

	実施日	実施場所	議事
第1回	令和2年9月14日	国土交通省・ 都市局局議室	1) 第1回検討会資料説明 2) 質疑応答 【配布資料】 議事次第 委員名簿 資料1 検討の目的・基本方針等について 資料2 具体的な検討内容について 別紙1 参考資料：現地調査対象事例 検討用リスト 別紙2 参考資料：国外デザインガイドライン・関連事例集の整理
議事録概要			
■検討方針のまとめ <ul style="list-style-type: none"> 価値がある情報とは何か、どういうターゲットに届けるのか、どのようなメッセージを提示するかを整理する必要がある。 出来上がったものに係る情報だけを取りまとめるだけではなく、プロセスに係る情報に価値があるのではないか。それらの情報をどう集めるか。 集まった事例の情報をどういう切り口で整理していくか（悩み事・課題、世代、プレイヤー等の視点）。その際に、情報の届け出先を意識することが必要である。 			
■各委員のご意見の概要 <ul style="list-style-type: none"> 事例整理の際には、「多様」と一言でまとめず、分類の視点などを整理する。 計画調整の体制のつくり方、マネジメント体制、計画の発注体制、デザイナーの選定、つくるプロセスのマネジメント等について盛り込んでほしい。 事例は、北海道から沖縄まで幅広に、ストリートに限らず公園や河川なども含めて取りあげたい。 お悩み別（課題・目的別）に取組を整理することが重要と考える。 ヤン・ゲール的なデザインは西洋的であり、日本の都市では適用が難しい場合がある（特に地方都市）。日本的ともいえるランドスケープ的な感覚を意識した方がよい。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賑わいという観点だけではなく、歴史性や自然要素もうまく活用した事例を抽出できるとよい。 ・ 成功体験・失敗体験が少し見えるように、またコーディネーターやデザイナーの発注・受注方法等の経緯に関わることをまとめることができるとよいのではないか。 ・ プレイヤーを軸として、大企業を中心にするタイプ、中活等の行政計画が先行するタイプ、地域の中間組織がコーディネートをするタイプなどの整理ができるのではないか。 ・ 事例を開始年により世代別にわける考え方もあるのではないか。 ・ なぜ公共空間利活用に至ったのかに関する経緯を整理してはどうか。問題と取組（解決策）の関係が整理できるとよい。 ・ 公共空間は長い時間使われるもの。維持管理が適切でないとすぐに寂れるところから、維持管理の成功事例があるとよい。 ・ つくるプロセスの中で、達成できなかったものも把握できるとよい。 								
第2回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>実施場所</th><th>議事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(各委員ごとに個別開催) ●令和2年12月18日 ●令和2年12月22日 ●令和2年12月25日 ●令和2年12月21日</td><td>オンライン方式で実施</td><td> 1) 第2回検討会資料説明 2) 質疑応答 【配布資料】 議事次第 委員名簿 資料1 検討状況について 別紙1 デザインポイント・事例集の冊子イメージ（案） 別紙2 事例集における対象地区一覧 </td></tr> </tbody> </table>	実施日	実施場所	議事	(各委員ごとに個別開催) ●令和2年12月18日 ●令和2年12月22日 ●令和2年12月25日 ●令和2年12月21日	オンライン方式で実施	1) 第2回検討会資料説明 2) 質疑応答 【配布資料】 議事次第 委員名簿 資料1 検討状況について 別紙1 デザインポイント・事例集の冊子イメージ（案） 別紙2 事例集における対象地区一覧	議事録概要	
実施日	実施場所	議事							
(各委員ごとに個別開催) ●令和2年12月18日 ●令和2年12月22日 ●令和2年12月25日 ●令和2年12月21日	オンライン方式で実施	1) 第2回検討会資料説明 2) 質疑応答 【配布資料】 議事次第 委員名簿 資料1 検討状況について 別紙1 デザインポイント・事例集の冊子イメージ（案） 別紙2 事例集における対象地区一覧							
<p>■各委員のご意見の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>冊子全体の語句の使い方・誌面の作り方</u> : <ul style="list-style-type: none"> ①カタカナ用語については説明補足が必要である ②冊子の使い方を説明するページがあるとよい ・ <u>第2章「グランドレベルデザインの基本的な考え方」</u> : <ul style="list-style-type: none"> ①「充実化」の補足説明 ②「一体的な」の対象を明確化 ・ <u>第2章の事例整理</u> : <ul style="list-style-type: none"> ①プロセス年表と取組体系図の時間軸を統一し対応・関連を整理 ②【ビジョン】行政計画と各事業の体系図（樹系図）を整理 									

③【アクティビティ】「アクティビティ」の要素のみ名詞になっているので、アクティビティをどうするのかについて定義が必要。「アクティビティを育っていく」という観点で整理するのがよいのではないか。

- 第3章の事例誌面・巻末：

①「行政がビジョン・計画を策定し事業を展開し民間開発を加速する」という意思表示をする必要があり、ビジョン・計画の体系図を追加

②全国事例の一覧表については、取組の目的、活用した主な補助事業等の情報を記載するとよい

- 冊子全体の誌面表現：

全体を通して文章量が多いため重要な内容に目が行くようなブックレットデザインに

- 第2章の事例整理：

空間デザインのまとめ方について、街路の魅力とは「地先」の魅力でることを強調

- 第3章の事例誌面：

①事例ごとに5つの要素の優れた点を明確化

②各自治体の地区状況に沿って適切な事例が参考できるよう工夫（索引の工夫）

- 第2章における事例の類型化：

2章が重要。事例の類型化をもう少し整理できていたほうがいい。取組の年代ごとで抱えている問題や背景が異なると思われる。時間軸で整理するのがよいのではないか。

- 第2章の事例整理：

プレイヤー目線でみれば（まちづくりに取り組んでいる行政や関連組織が参考にする上では）、ライブ感のある現在進行形のものがよいと感じている。

- 第2章におけるプロセスの記載：

プロセスにはパターンがあると思われる。時間軸でみた際のポイント（どのタイミングが正念場だったのか等）を示してもらえるとよい。

- 冊子全体の語句の使い方・誌面表現：

①キーワードを大きく説明をシンプルに

②シンプルな言葉選びを心掛ける

- 第2章・3章の事例整理：

「歩きたくなるまちなみ」として地面に近いレベルの取り組みに着目すべき（まちづくり状況ではなく、あくまでもグランドレベル空間の工夫、育成・管理を強調するべき）

- 第2章・3章における街路樹・植栽のデザインの視点の強調：

①【育成・管理】のキーワードにおいて、街路樹の項目を独立して設ける

	<p>②街路樹や植栽の育成・管理をまちづくりで取組む重要性を明示 ③柏の葉駅前広場～西口線の事例を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2章「グランドレベルデザインの基本的な考え方」： 一体的なマネジメントを行う主体として「中間支援組織」の存在を強調すべき。 また、中間支援組織の中には、育成・管理、空間デザインなどの各要素を一体的にマネジメントするものと、ビジョン策定に向けた支援を行うものの両方があるのではないか。事例をみるとそれらがわかつてくる。 						
第3回	実施日	実施場所	議事				
<table border="1"> <tr> <td>令和3年3月4日</td><td>オンライン方式 で実施 (出口座長および事務局は国土 交通省・都市局局 議室にて参加)</td><td>1) 第3回検討会資料説明 ・第2回検討会等における指摘事項と 対応状況について ・「居心地が良く歩きたくなるグラン ドレベルデザインのポイントと事例 (仮称)」について 2) 質疑応答 3) その他 【配布資料】 議事次第 委員名簿 資料1 第2回検討会等における指摘 事項と対応状況 資料2 居心地が良く歩きたくなるグ ランドレベルデザイン のポイントと 事例 (仮称)</td><td>議事録概要</td></tr> </table>				令和3年3月4日	オンライン方式 で実施 (出口座長および事務局は国土 交通省・都市局局 議室にて参加)	1) 第3回検討会資料説明 ・第2回検討会等における指摘事項と 対応状況について ・「居心地が良く歩きたくなるグラン ドレベルデザインのポイントと事例 (仮称)」について 2) 質疑応答 3) その他 【配布資料】 議事次第 委員名簿 資料1 第2回検討会等における指摘 事項と対応状況 資料2 居心地が良く歩きたくなるグ ランドレベルデザイン のポイントと 事例 (仮称)	議事録概要
令和3年3月4日	オンライン方式 で実施 (出口座長および事務局は国土 交通省・都市局局 議室にて参加)	1) 第3回検討会資料説明 ・第2回検討会等における指摘事項と 対応状況について ・「居心地が良く歩きたくなるグラン ドレベルデザインのポイントと事例 (仮称)」について 2) 質疑応答 3) その他 【配布資料】 議事次第 委員名簿 資料1 第2回検討会等における指摘 事項と対応状況 資料2 居心地が良く歩きたくなるグ ランドレベルデザイン のポイントと 事例 (仮称)	議事録概要				

■各委員のご意見の概要

- 本冊子の使い方についての記述があるが、もう少し具体的に活用の場面を想定して記述してほしい。
- 冊子のタイトルを2段書きとし、「居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン 事例から学ぶ要素とキーポイント」とするのはどうか。
- 巻末の関係制度は重要なことなので、メインの場所に移動してもいいのではないか。
- 事例間の切り替えが分かりづらいので、工夫が必要。
- 冊子の巻末の関係制度で港湾関係がないのは何か理由があるのか。ぜひ取り上げてほしい。

- 近年の事例では社会実験を毎年やってい、PDCA を細かく回している。これが現代的なストリートデザインマネジメントのあり方ではないか。社会実験の位置づけがこの冊子の中で全体に位置づいていない。
- アクティビティの誘発、維持管理というカテゴライズがあやふやである。アクティビティの誘発を「企画・運営」、維持管理を「育成・管理」もしくは「管理・育成」にするのはどうか。
- 「維持管理」の言葉の意味が悪くなっていくものを維持しなくてはいけないととらえられるが、維持管理が次のビジョンを生み出すクリエイティブな仕事なので、「育成管理」になるのではないか。

3. 関係法令・既往事例集等の調査

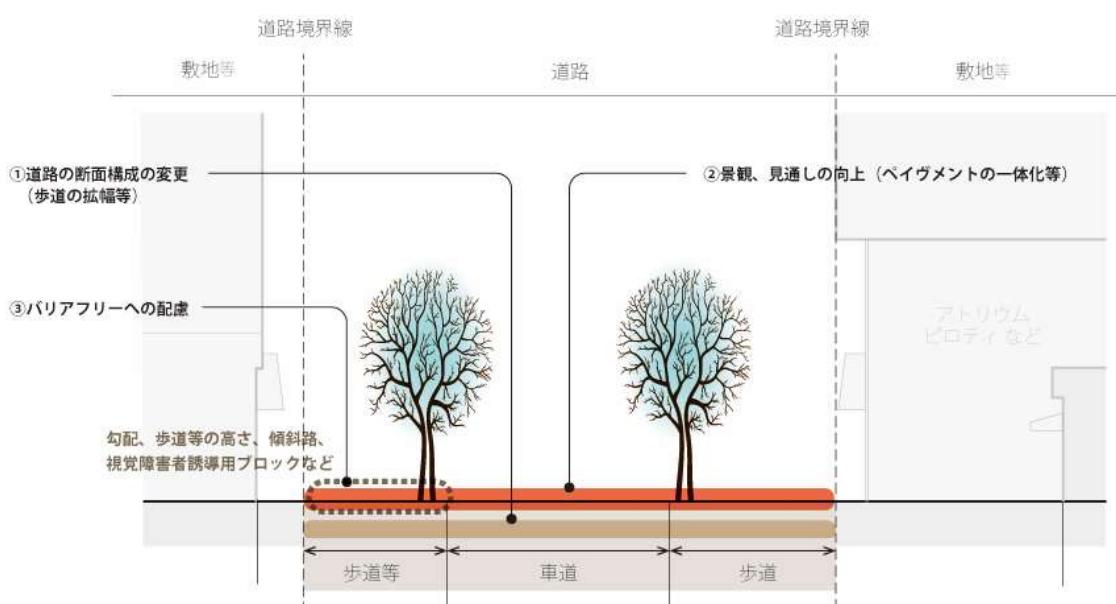
3. 関係法令・既往事例集等の調査

3. 1 関係法令の調査

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成に向けたグランドレベルデザインに関する都市計画法や建築基準法、道路法、バリアフリー法などの法令等を調査し、街路、沿道（建築物、オープンスペース）、都市公園、河川、のそれぞれの領域において、空間形成や空間の利活用にの基準・手続きを整理した。

3. 1. 1 街路

【空間形成】



①道路の断面構成の変更（歩道の拡幅等）や車道の狭窄

道路の構造は、通常の衝撃に対する安全性や安全かつ円滑な交通を確保すること等が必要

- ・道路の構造の基準 : 道路法
- ・歩道における段差及び勾配等に関する基準 : 歩道の一般的構造に関する基準（国土交通省通知（2005年））

②景観、見通しの向上（ペイヴメントの一体化等）

道路の舗装は、通常の衝撃に対する安全性や安全かつ円滑な交通を確保すること等が必要

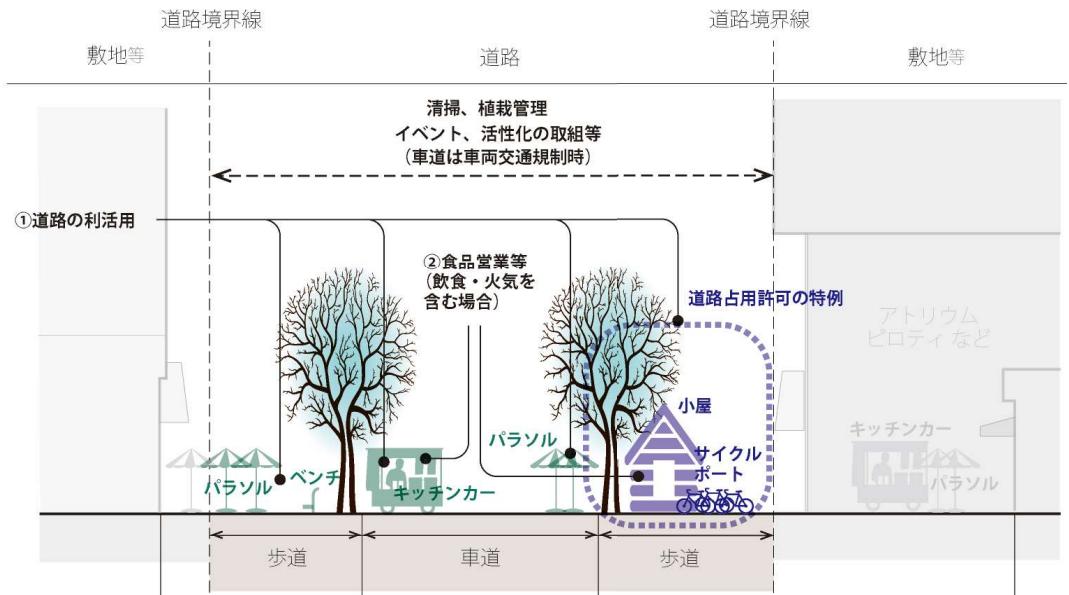
- ・舗装の設計及び施工に必要な技術基準 : 舗装の構造に関する技術基準（国土交通省通知（2001年））

③バリアフリー動線の整備

道路管理者は、特定道路等の新設又は改築を行うときは、移動等円滑化に関する基準への適合が必要

- ・道路移動等円滑化基準 : バリアフリー法

【空間の利活用】



①道路の利活用

道路上に物件等を設置し、継続して道路を利用する場合には、道路管理者による道路の占用の許可が必要。また、興行、催し物などを開催する場合には、交通管理者（所轄警察署長）の道路の使用の許可が必要

- ・道路の占用の許可、道路の占用の許可基準：道路法
- ・道路の使用の許可：道路交通法

道路占用許可の特例措置を活用すると、一定の区域内では通常の占用許可の審査の際に課される基準のうち「無余地性の基準（道路の敷地外に余地が無くやむを得ない場合であること）」の適用が除外され、まちの利便性を高めるための施設等の設置が可能

- ・道路占用許可の特例：都市再生特別措置法、国家戦略特区法、中心市街地活性化法、道路法（歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度、道路協力団体制度）

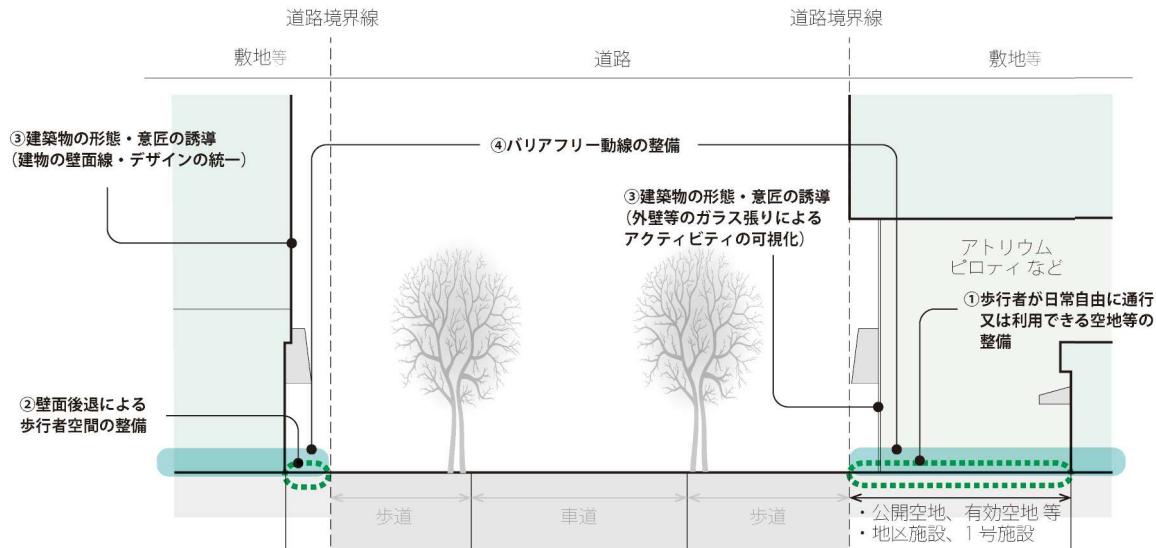
②食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可：食品衛生法
- ・火災予防関係届出：消防法

3. 1. 2 沿道（建築物、オープンスペース）

【空間形成】



①歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地等の整備

敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物では、空地を設ける等によって容積率制限等を緩和

- ・総合設計制度に関する基準

： 建築基準法、総合設計許可準則に関する技術基準（国土交通省通知（最終改正 2020 年））

- ・地域地区（高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区）

： 都市計画法、都市再生特別措置法、都市計画運用指針（国土交通省通知（2000 年、最終改正 2020 年））

- ・地区計画制度等（再開発等促進区を定める地区計画）※ 地区施設等として機能の担保が可能

： 都市計画法、都市計画運用指針（国土交通省通知（2000 年、最終改正 2020 年））

②壁面後退による歩行者空間の整備

建築物の整備の際には、壁面の位置の制限等が可能

- ・土地所有者等による協定制度（建築協定、景観協定）： 建築基準法、景観法

- ・地域地区（高度利用地区、特定街区、景観地区）

- ・地区計画制度等（地区計画）※ 地区施設等として機能の担保が可能

： 都市計画法、密集市街地整備法

③建築物の形態・意匠の誘導（建物の壁面線・デザインの統一、外壁等のガラス張りによるアクティビティの可視化）

建築物の整備の際には、建築物の形態や意匠の制限等が可能

- ・土地所有者等による協定制度（建築協定、景観協定）： 建築基準法、景観法

- ・地域地区（風致地区、景観地区）： 都市計画法、景観法

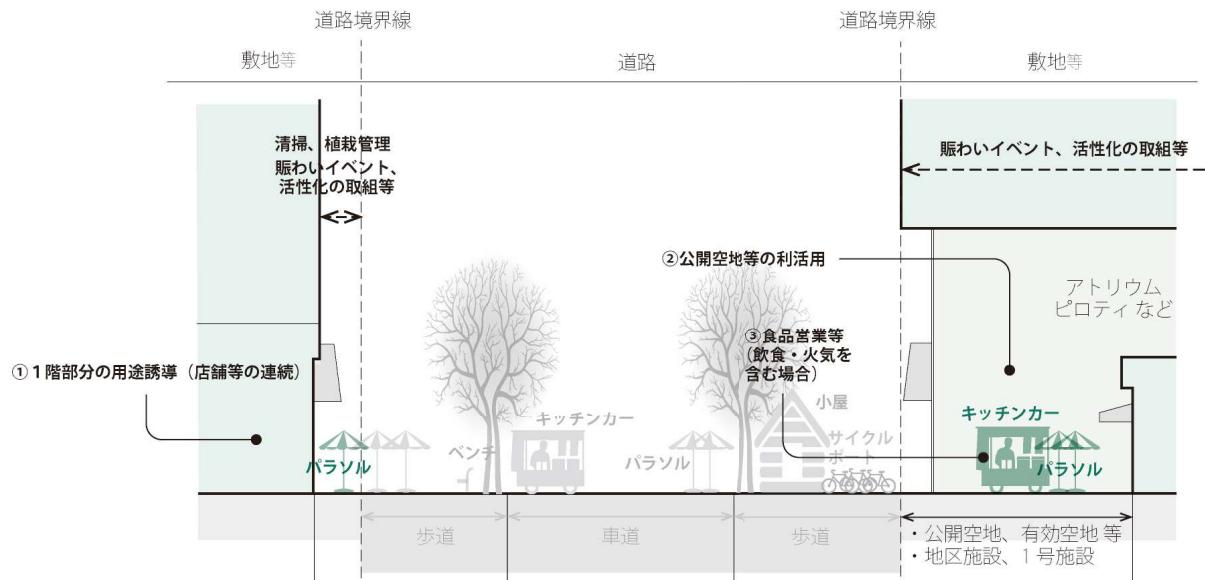
- ・地区計画制度等（地区計画、歴史的風致維持向上地区計画）： 都市計画法、歴史まちづくり法

④バリアフリー動線の整備

建築主等は、一定規模以上の特別特定建築物の建築を行うときは、施設の構造や配置等に関する基準への適合が必要

- ・建築物移動等円滑化基準： バリアフリー法

【空間の利活用】



① 1階部分の用途誘導

建築物の整備の際には、居心地が良く歩きたくなるまちなか（例：店舗等の連続）ための建築物の用途の制限（誘導）が可能

- ・土地所有者等による協定制度（建築協定、景観協定）：建築基準法、景観法
- ・地域地区（景観地区）：景観法
- ・地区計画制度等：都市計画法（地区計画等）

② 公開空地等の利活用

公開空地等の利活用を行う際には、地方公共団体において利活用に関する要件を定めた基準を設けている場合があるため、事前に確認することが必要

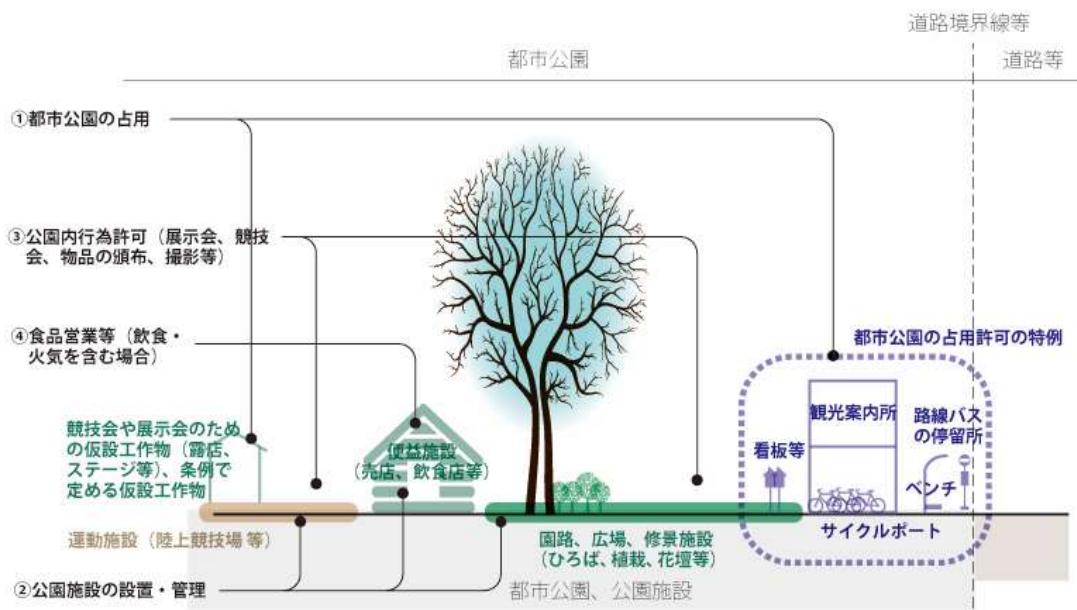
- ・公開空地等の多様な利活用を促進する際の参考資料
 - ：民間空地等の多様な利活用に関する事例集（国土交通省（2020年））

③ 食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可：食品衛生法
- ・火災予防関係届出：消防法

3. 1. 3 都市公園



①都市公園の占用

都市公園内に公園施設以外の工作物（例：露店、ステージ）を設置する際は、公園管理者による許可が必要

- ・都市公園の占用 : 都市公園法

都市公園にサイクルポートや観光案内所など居住者、来訪者、滞在者の利便の増進に寄与する施設の設置について、都市再生整備計画に記載した場合、都市再生整備計画の公表から2年以内に許可申請があった場合は、技術的基準に適合すれば、都市公園法第7条の規定にかかわらず、占用を許可

- ・都市公園の占用許可特例 : 都市再生特別措置法

②公園施設の設置・管理

公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（例：園路、広場、修景施設、運動施設、便益施設）を設け、又は管理しようとするとき公園管理者による許可が必要

- ・公園施設の設置・管理許可 : 都市公園法

③公園内行為許可

都市公園を利用し、興行、催し物など（例：展示会、競技会、物品の頒布、撮影）を開催する場合、公園管理者による許可が必要

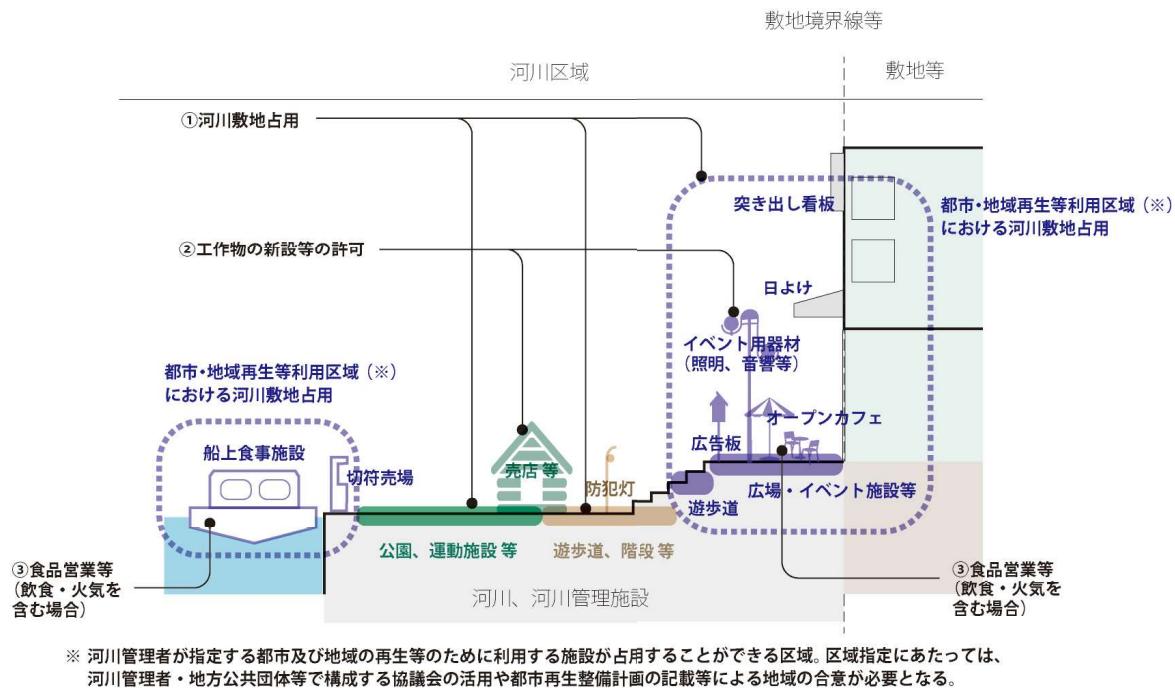
- ・公園内行為許可 : 都市公園法、都市公園条例等（地方公共団体）

④食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可 : 食品衛生法
- ・火災予防関係届出 : 消防法

3. 1. 4 河川



① 河川敷地占用

河川区域を利用し、興行、催し物などを開催する場合、河川管理者の河川敷地占用の許可が必要。

河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定した場合、民間事業者等による河川敷地の利用が可能

- ・土地の占用 : 河川法、河川敷地占用許可準則（国土交通省通知（1999年、最終改正2016年））

② 工作物の新設等の許可

河川敷地占用（土地の占用）の際に工作物を設置する場合は、工作物設置に関する許可が必要

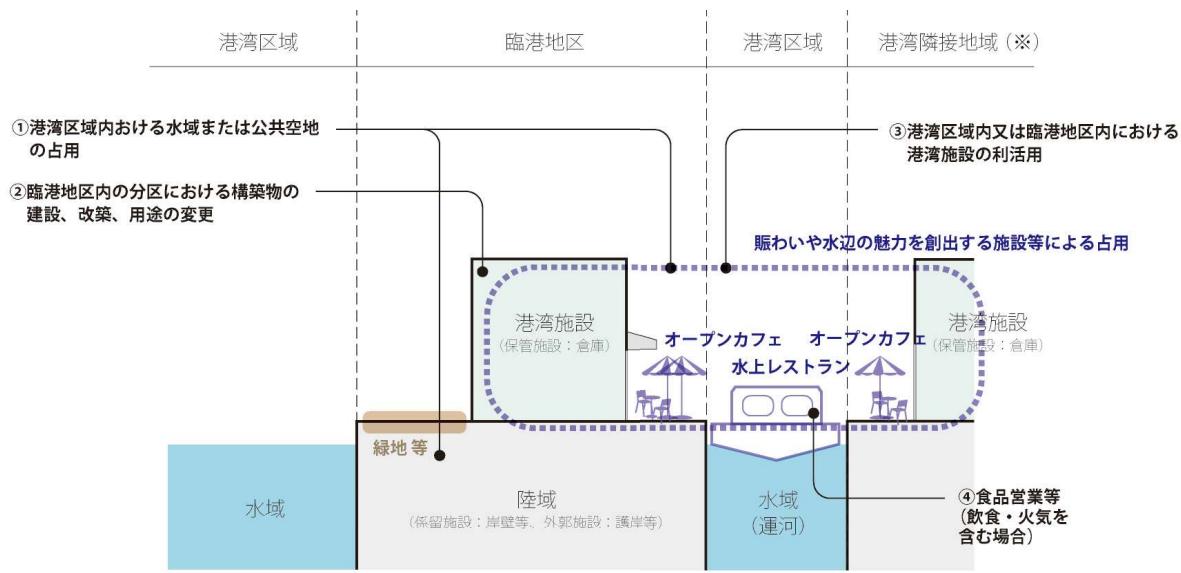
- ・工作物の新築等の許可 : 河川法、工作物設置許可基準（国土交通省通知（1994年、最終改正2002年））

③ 食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可 : 食品衛生法
- ・火災予防関係届出 : 消防法

3. 1. 5 湾港



① 港湾区域内における水域または公共空地の占用

港湾区域内における水域または港湾隣接区域の公共空地の占用を行おうとする者は、港湾管理者の許可が必要

- ・港湾区域内の水域及び港湾隣接区域の公共空地の占用： 港湾法、港湾施設管理に関する条例等（地方公共団体等）

② 臨港地区内の分区における構築物の建設、改築、用途の変更

港湾管理者により臨港地区内で分区が定められている場合、建築基準法に定める用途地域制限は適用されず、条例等において分区毎に定められている用途制限が適用。用途制限されている施設を建設、改築、用途の変更をしようとする者は、地方公共団体の長の許可が必要

- ・臨港地区内の分区における建築物その他構築物の建設、改築、用途の変更
 - ： 港湾法、臨港地区内の分区における構築物に関する条例等（地方公共団体等）

③ 港湾区域内又は臨港地区内における港湾施設の利活用

港湾区域内又は臨港地区内における港湾施設を、利活用しようとする者は、港湾管理者の許可が必要

- ・水域施設、外郭施設、係留施設、運河などの利活用 : 港湾施設管理に関する条例等（地方公共団体等）

④ 食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可 : 食品衛生法
- ・火災予防関係届出 : 消防法

3. 2 既往事例集の調査

本業務で作成する事例集に関連する国内外の既往のガイドライン・事例集を調査し、その特徴について整理した。

①ACTIVE DESIGN GUIDELINES (ニューヨーク市、2010)

- ・交通インフラや公共空間などの都市施設のデザインによって、日常生活の中で運動する機会を創出するため、身体活動を促す都市デザインについてのガイドラインを策定
- ・「都市デザイン」と「建物デザイン」の2つの側面から、ウォーキングや自転車等の“移動”を促進する実現化手法を提示

目標	都市空間と建築デザインによって、ウォーキングや自転車などの活動的な移動や余暇活動を促し、健康向上（肥満度の低下）を図る	
実現化手法	<p>【都市デザイン URBAN DESIGN】</p> <ol style="list-style-type: none"> ミクストユース（土地利用） 公共交通と駐車場 公園、オープンスペース、レクリエーション施設 子どもの遊び場 公共広場（Public Plazas） 食料品店や生鮮食品へのアクセス 道路の接続性 交通の静穏化 歩行者道路のデザイン 街路景観のプログラム 自転車のネットワークと接続性 自転車道路 自転車インフラ 	<p>【建物デザイン BUILDING DESIGN】</p> <ol style="list-style-type: none"> 日常的に利用される階段の指定 階段の位置と見えやすさ 階段の寸法 魅力的な階段の設え 階段の使いやすさ エレベーターとエスカレーター 建築プログラム 魅力的かつ支援的な歩行ルート 運動を支援する建築施設 建物の外観と形状

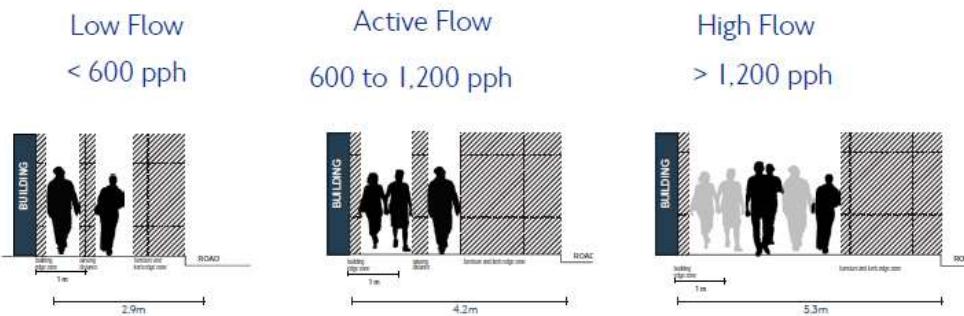
②Healthy Streets for London(ロンドン市、2017)

- ・全てのロンドン市民が1日20分以上のウォーキングやサイクリングをして活動的になりその効果を享受することを目的としている。
- ・徒歩、自転車、公共交通を利用する人を増やし、ロンドンに住み、働き、訪れる全て人の生活を向上させるため、「10の視点」から都市を分かりやすく評価し施策につなげている

目標	自動車利用を減らし、徒歩・自転車・公共交通の利用促進によって健康都市を目指す	
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> どこでも歩いて暮らせる Pedestrians from all walks of life 徒歩・自転車・公共交通の選択ができる People choose to walk, cycle and use public transport きれいな大気 Clean air 安全で快適な街 People feel safe 静穏な街 Not too noisy 歩いて横断しやすい Easy to cross 滞留し休むことができる Place to stop and rest 風雨や日照でも快適 Shade and Shelter リラックスできる People feel relaxed 路上で多様なことができる Things to see and do  <p>The 10 Indicators:</p> <ul style="list-style-type: none"> Pedestrians from all walks of life Easy to cross Shade and shelter Places to stop and rest Not too noisy People choose to walk, cycle and use public transport People feel safe Things to see and do People feel relaxed Clean air <p>Source: Lucy Saunders</p>	

③Pedestrian Comfort Guidance for London (ロンドン交通局、2010)

- 歩道の幅員やファーニチャーを設置する場合の参考になる寸法を提示。
- 建物や車道との間の寸法や、ストリートファーニチャーとの寸法を設定し、ストリートに必要な機能やストリートファーニチャーを設置するための推奨される歩道幅員を提示。
- ファーニチャーなどの設置パターン別に幅員の考え方を提示



Obstruction	Description	Diagram	Obstruction	Description	Buffer	Diagram
Bus Stands			Cafés		200mm from edge of café seating zone	
Individual: Bus Flag	Individual Bus Stands are not perceived as causing crowding problems. However there are some points to note about the queuing patterns around each bus stop type as queuing is not restricted to the bus stand area.		Cycle Parking	This is for non-hire sites only. Cycle Hire Sites should be reviewed on a case by case basis.	200mm from edge of cycle stands	
Individual: Back to Building	Queues around this type of Bus Stand form between the stand and the kerb edge as well as on either side of the stand (see dark grey zone around stand). The impact depends on how busy the bus stop is but was seen to be in the range of 600 to 1,200 mm.		Parallel Cycle Parking	If parallel to the road, cycle parking forms a barrier and is treated by pedestrian standards. The usable footway width is the width from the building to the edge of the cycle stands plus 200mm.	200mm from edge of cycle stands	
Individual: Back to Footway	Queues around this type of Bus Stand form predominantly on either side of the stand leaving the footway clear for free movement.		Diagonal Cycle Parking	If the cycle stand is positioned diagonally to the road, the reduction in clear footway width is approximately 200mm.	Total reduction of clear footway width by around 200mm	
Individual: Back to Road	This has a similar queuing pattern as back to footway stands but the queue was seen to stretch between 600 and 1,300mm outside of the stand.		Perpendicular Cycle Parking	If the cycle stand is positioned perpendicular to the road, the reduction in clear footway width is approximately 2,500mm.	Total reduction of clear footway width by around 2,500mm	
Multiple Bus Shelters	Although individual bus stands are not perceived as causing problems, groups of stands create crowding pressures on the footway. Previous research by Atkins found that it is important that there are no other blockers, e.g. telephone boxes, that block sight lines, as this encourages people to queue further from the shelter in order to see the bus approaching.					

④地域づくりを支える道路空間再現の手引き（国土交通省国土技術政策総合研究所、2018. 02）

- ・道路空間再編を実践する上での留意事項を事業の段階別に整理
- ・国内 100 か所超、国外 10 か所の先進事例を対象に研究し、**事業の構想・計画段階から事業実施（マネジメント等）段階に至る検討の各フェーズに沿って、事例を提示してポイントを解説**
- ・加えて、参考すべき点が多い国内外の代表事例についてポイントとなる事項を解説

構成	I 道路空間再編の基本的な考え方 II 道路空間再編の基本的進め方 手順、課題に対するポイント、役割分担 III 道路空間再編を進める上でのポイント 事業実施段階に応じたポイント IV 国内ベストプラクティス 札幌駅前通地下歩行空間、御堂筋、九品仏線道、日本大通り、大手前通り、高松丸亀町商店街など17事例 V 海外ベストプラクティス パークレット、セーヌ川河岸道路、スーパー・ブロックプロジェクトなど10事例
	ページ数 417頁



⑤まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド

（国土交通省国土技術政策総合研究所、2018. 03）

- ・道路空間再編を実践する上での留意事項を事業の段階別に整理
- ・国内 100 か所超、国外 10 か所の先進事例を対象に研究し、**事業の構想・計画段階から事業実施（マネジメント等）段階に至る検討の各フェーズに沿って、事例を提示してポイントを解説**
- ・加えて、参考すべき点が多い国内外の代表事例についてポイントとなる事項を解説

構成	I 道路空間再編の機能拡充・質的向上の基本的な考え方 II 道路空間再編のデザインパターン 歩行者優先空間、歩車共存空間、公共交通空間、自転車歩行空間、沿道環境と協調した道路空間 III デザインパターンに応じたデザインのポイント デザインパターンを13に分類、パターンごとの留意事項 IV 資料編 デザインパターンとデザインのポイント一覧 デザイン事例・図面集 (舗装や照明、ポラード、ベンチ、側溝等)
	ページ数 268頁



⑥ミズベリング・ビジョンブック（ミズベリング・プロジェクト事務局、2018.03）

- ・水辺の利活用をはじめとした公共空間創造のためのテキストブック
- ・実践者のインタビューや、実践のためのステップにおける基本的な考え方を、ステップごとに事例を混ぜながらシンプルに分かりやすく伝えている

構成	1) アーカイブ編 • ミズベリング・ムーブメント • ミズベリング・ヒストリー • ミズベリング・セッションメソッド 2) 実践編 • インタビュー（泉英明氏等7人） • プラクティス（プロジェクトの進め方） • 水辺利活用に関わる法制度 • 全国ミズベリング会議
ページ数	164頁
事例数	13事例 (実践プロセスに応じて2~3事例)



4. 基本方針の検討

4. 基本方針の検討

「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」の形成に資するグランドレベルのあり方に関する事例集を作成するための基本方針として、当該事例集作成の目的、事例整理の基本的な考え方、掲載内容に関する考え方について整理し、基本方針をまとめた。

4. 1 事例集作成の目的

居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進する上で、エリアの将来像を官民で共有し、グランドレベルのデザインを一体的に誘導することが必要という、基本的な考え方に基づき、本事例集では、沿道建築物の、沿道のスペース、街路などにおけるグランドレベル形成に向けたプロセスやデザインについて、そのポイントや事例を地方公共団体等に周知することを目的とする。

■基本的な考え方

- 人々や経済が集積し、交流が生まれる魅力ある「まちなか」とするために、
人を中心の「居心地良く歩きたくなるまちなか」の形成を促進
⇒ **エリアの将来像を官民で共有**し、実現に向けて取り組むことが必要
⇒ 沿道建築物、沿道のオープンスペース、街路などにおける
グランドレベルのデザインを、一体的に誘導していくことが必要

■現状の課題

- デザインガイドラインや地区計画などの手法を活用して取り組んでいる地域もあるものの、一部にとどまっている

■課題解決に向けて

- 沿道建築物、沿道のオープンスペース、街路などにおけるグランドレベルデザイン形成に向けたプロセスやデザインについて、そのポイントや事例を地方公共団体等に周知

上述の目的に基づき、事例集の内容として、大別して「デザインのポイント」と「全国事例」の二つのパートにより構成することとした。「デザインのポイント」では、沿道建築物や沿道のオープンスペース等を主眼としたデザイン形成のためのポイントを、「全国事例」では、多様な事例を全国から収集・整理し、地方公共団体等がグランドレベルデザイン形成に取り組む際に参考になる事例をとりまとめることを目的とした。

①沿道建築物や沿道のオープンスペース等のデザインのポイントの整理

形態・意匠に加えて、建築物の利用用途やオープンスペース等の利活用内容を念頭に置いた上で誘導することも必要

⇒沿道建築物や沿道のオープンスペース等を主眼としたデザイン形成のためのポイントとしてとりまとめることを予定

デザインの
ポイント

②グランドレベルデザインの全国事例の整理

沿道建築物、沿道のオープンスペース、街路などにおけるグランドレベルデザイン形成の取組を全国に広く展開することが必要

⇒多様な事例を全国から収集・整理し、地方公共団体等がグランドレベルデザイン形成に取り組む際に参考になる事例をとりまとめることを予定

全国事
例

4. 2 デザインのポイント作成の基本的な考え方および掲載内容

●基本的な考え方

「デザインのポイント」パートでは、沿道建築物や沿道のオープンスペース等を主眼としたデザイン形成のためのポイントをとりまとめる。

その際、

- ・ 取組における背景・目的・取組実現につながるターニングポイントなど、関係者を連携し、一体的な取組を実現するためのプロセスが重要であること
- ・ グランドレベルデザインの質向上するために重要な要素である、取組の検討や実施の関係者が連携する「体制」、関係者で策定・共有する「ビジョン」、まちなかにあるハードの整備や設えに関する「空間デザイン」、まちなかにおける「アクティビティ」、メンテナンス等の「育成・管理」の5つの取組要素を一体的にマネジメントしていくことが必要であることに注目して、とりまとめる。

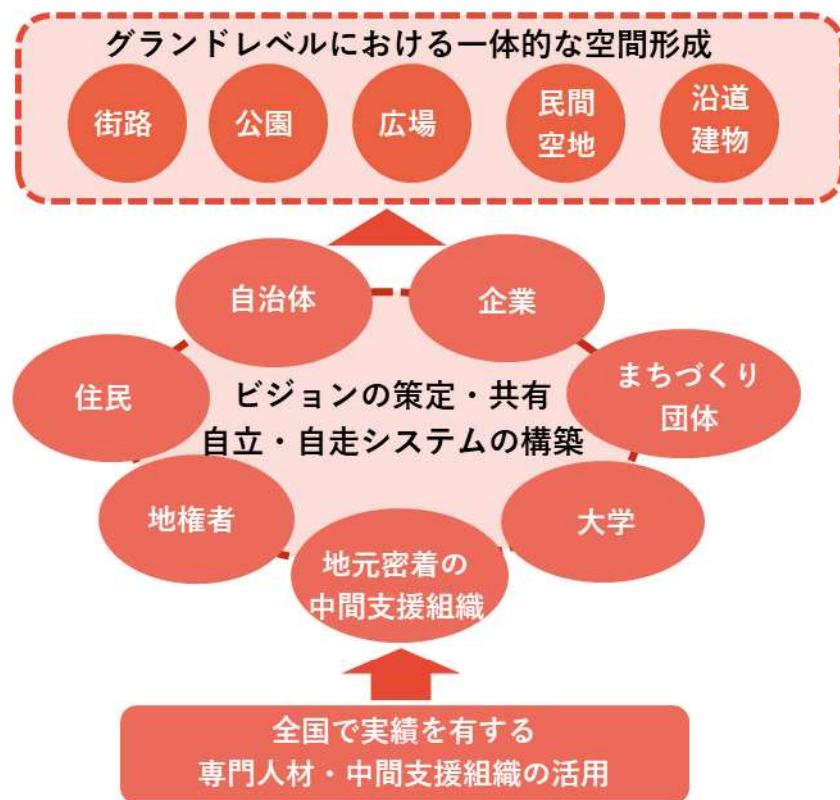
また、誌面においては、下記の二点を「グランドレベルデザインの基本的な考え方」として記載する。

1. 関係者の連携による一体的な空間形成の推進
2. グランドレベルの五つの要素

以下では、上記の二つの基本的な考え方について詳述する。

1. 関係者の連携による一体的な空間形成の推進

- ・ 居心地のよいグランドレベルデザインを実現のためには、街路・公園・広場・民間空地・沿道建物等の各領域がバラバラに空間形成を進めるのではなく、建築・インフラの形態・意匠や什器等の配置計画等の方針を共有することで、一体的な空間形成を図っていくことが必要となる。
- ・ その際、形態・意匠・配置計画のみならず、空間の利活用、維持管理等についても協調させていくことが重要になる。
- ・ 一体的な空間形成を進めるためには、各領域の管理・所有者である自治体・企業・地権者に加え、ユーザーである地元住民、大学、空間の利活用の主要な担い手であるまちづくり団体、地元密着の中間支援組織等、様々な主体が連携し、将来像実現に向かう取組方針を示したビジョンを共有することが求められる。
- ・ このような関係者間の連携においては、地域の関係者に限定されず、全国のまちづくり現場での実績を有する専門人材・組織を活用していくことも有効である。
- ・ グランドレベルに関して質の高い取組を行っている地区では、関係者がうまく連携し、合意形成が図られている。このような合意形成は一朝一夕で行うのは難しく、エリア全体のビジョンの策定・共有を行いながら考え方を共有していくことが必要になる。



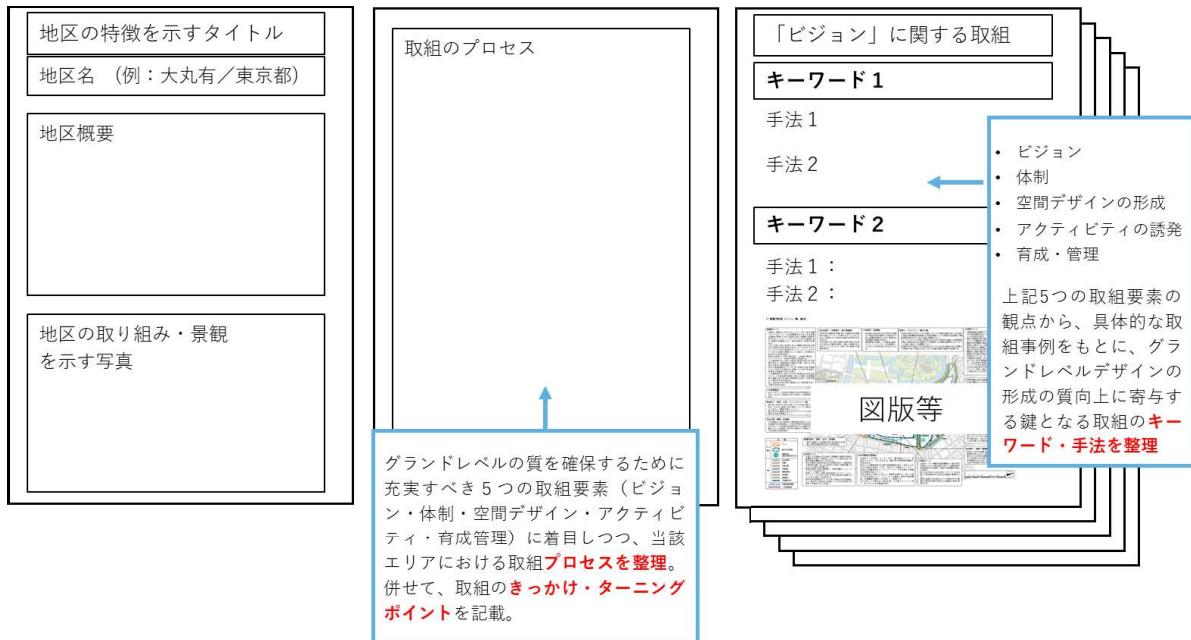
2. グランドレベルデザインの五つの要素

- ・ 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりにおいては、エリアの構想・計画、整備、利活用、維持管理を通したプロセス全体に関わる取組が求められる。そのようなグランドレベルデザインを行うためには、以下に示す五つの要素が必要であると考えられる。
 - 1 - 関係者間におけるまちの将来像や取組の方向性を明確にするビジョンの策定・共有
 - 2 - 関係者間の合意形成を図り、役割分担や考え方を共有するための体制づくり
 - 3 - 快適性・魅力や安全性を向上させるための空間デザイン
 - 4 - 賑わい向上や交流促進等に関するアクティビティの誘発（企画・運営）
 - 5 - 空間の質が持続し、価値が向上する空間の育成・管理
- ・ グランドレベルデザインの質を高めるためには、留意すべき要点を整理するとともに、要点を抑えた具体的な実践方法を把握することが重要になる。
- ・ これらの取組の要点や、実践方法を把握する上では、グランドレベルデザインの質を確保している取組事例から、そこでの取組内容の工夫や課題について学んでいくことが有効であると考えられる。



●掲載内容

「デザインのポイント」パートでは、上述した5つの要素全てに取り組んでいる先進地区を対象とし、以下の誌面構成で情報をまとめます。



4. 3 全国事例における基本的な考え方および掲載内容

●基本的な考え方

「全国事例」パートでは、中小都市を含めた多様な都市の事例について、大規模な整備だけではなく、部分的な空間改変や空間の利活用、さらに維持管理段階における仕組み・体制を含めた持続的な人を中心のグランドレベル形成の取組に着目し、それらの取組の特徴に焦点をあわせた内容を整理する。

事例としては、下記の4点に該当する事例を中心に収集を行う。

- ①グランドレベルにおける居心地の良さを創出する取組
- ②多様なアクティビティを創出する取組
- ③領域を横断した空間の一体性の確保を図る取組
- ④グランドレベルデザイン形成に向けたマネジメントを行っている取組

■全国事例において対象とする取組

※事例シート作成時は個々の特徴に焦点を合わせて整理

①グランドレベルにおける居心地の良さを創出する取組

⇒緑陰の作り方、滞留装置の設置、建築低層部の開放性・透明性 等

②多様なアクティビティを創出する取組

⇒多様な機能の導入、アクティビティを活発化させるソフトの取組 等

③領域を横断した空間の一体性の確保を図る取組

⇒官民境界・敷地境界を越えた一体的な空間づくり

④グランドレベルデザイン形成に向けたマネジメントを行っている取組

⇒整備・維持管理・利活用の主体、空間のあり方のビジョンおよび利活用等のルールの策定・導入手法、公民の役割分担、維持管理のための費用負担の仕組み 等

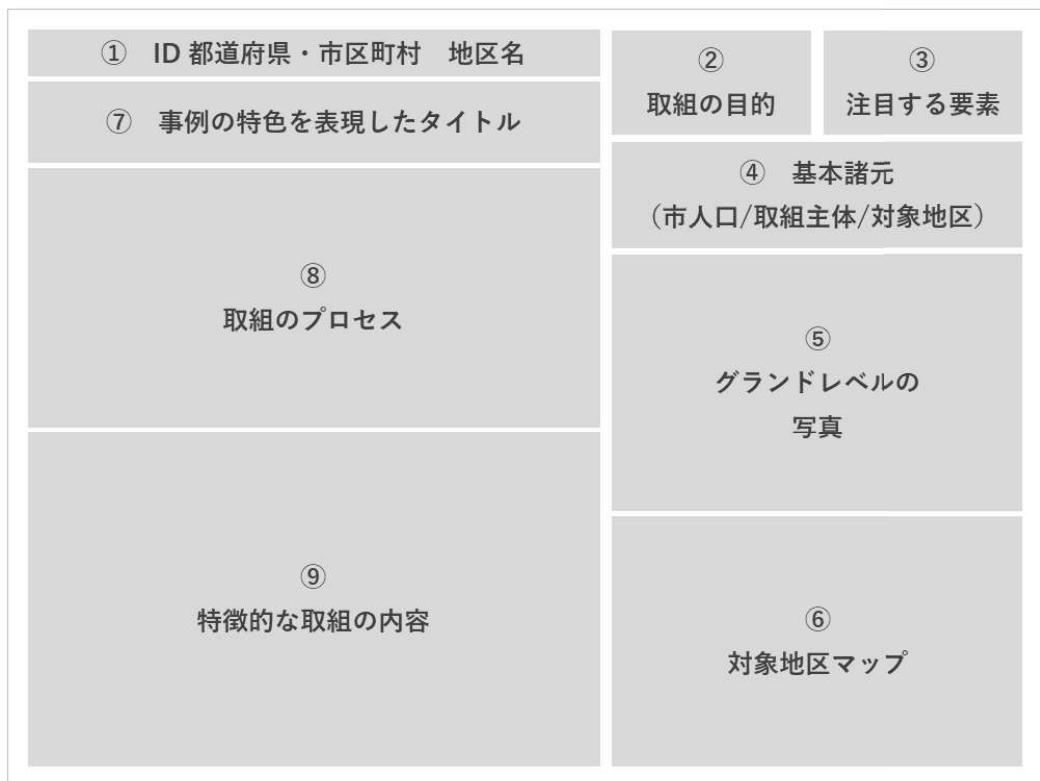
着眼点

中小都市を含めた多様な都市の事例について、**大規模な整備だけではなく、部分的な空間改変や空間の利活用、さらに維持管理段階における仕組み・体制を含めた持続的な人を中心のグランドレベル形成の取組**に着目する

●掲載内容

「全国事例」パートでは、「ビジョン」「体制」「空間デザイン」「アクティビティ」「育成・管理」の5つの要素のうち、少なくとも1つ以上の要素で注目すべき点がみられるものを対象とし、以下の誌面構成で情報をまとめます。

記載箇所	記載内容
①	都道府県・市区町村 地区名を表記します。
②	グランドレベルの取組を実施した目的を類型化して記載します。
③	取組において注目する要素として「ビジョン」「体制」「空間デザイン」「アクティビティ」「育成・管理」の5つの要素で整理し、アイコンで表現します。
④	対象地区が存する市区町村の人口、取組の推進主体、対象地区名称を記載します。
⑤	グランドレベルの取組に関連する写真を掲載します。
⑥	取組対象となる地区／通りを地図上に表現します。
⑦	グランドレベルにおける特徴的な取組を踏まえ、事例の特色を表現したタイトルを記載します。
⑧	グランドレベルの取組を開始したきっかけやプロセスを簡潔に記載します。
⑨	特徴的な取組を簡潔に記載します。特徴的な取組が複数ある場合は適宜頁を追加して情報を記載します。



5. 事例の収集と類型化

5. 事例の収集と類型化

5. 1 デザインのポイントにおける事例の収集

本事例集は、前章で検討した通り、沿道建築物や沿道のオープンスペース等を主眼としたデザイン形成のためのポイントを示す「デザインのポイント」と、地方公共団体等がグランドレベルデザイン形成に取り組む際に参考になる全国事例のまとめた「全国事例」の二つのパートにより構成される。

このうち、前者の「デザインのポイント」においては、グランドレベルデザインに関して特徴的な取組を行っている事例を選定する。具体的には以下の表に示す6つの事例を選定した。

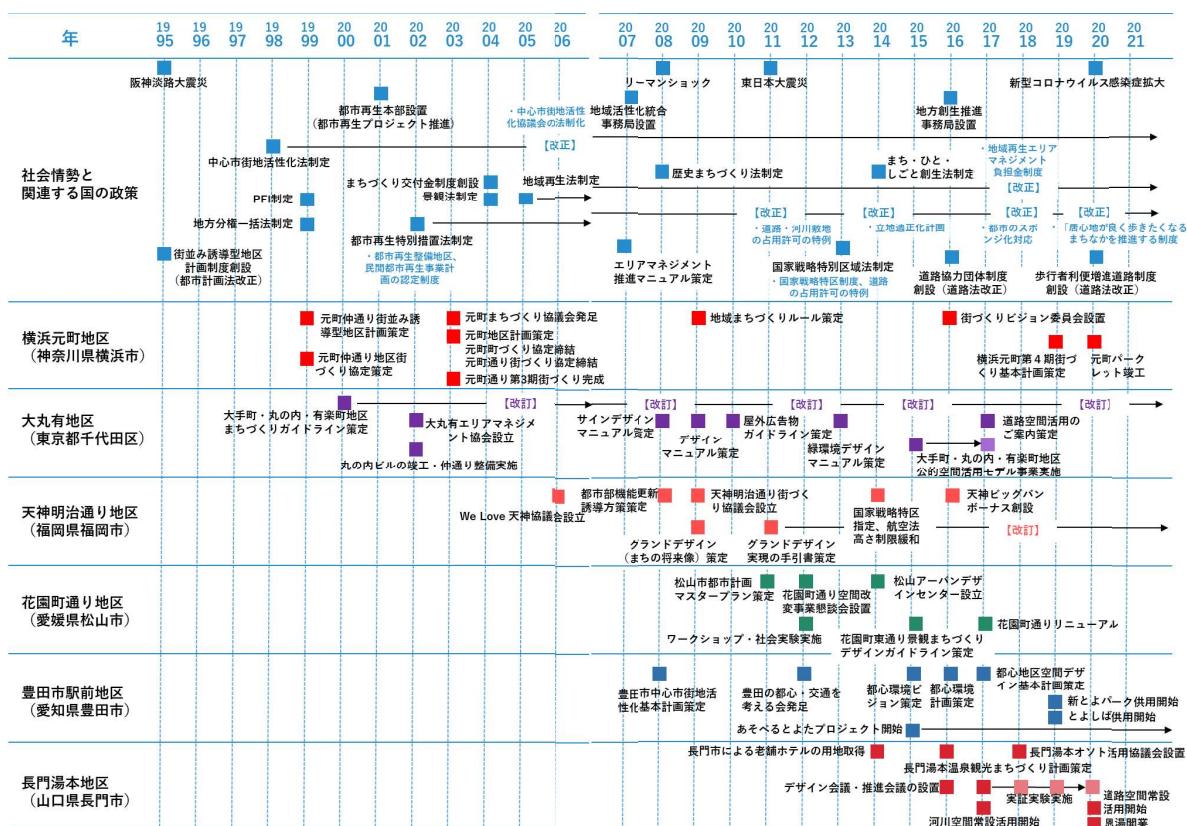
ID	地区名称	特徴	注目する取組の開始時期	空間タイプ	都市規模類型	主要プレイヤー類型	事例の特徴
A	横浜元町地区 神奈川県 横浜市	独自の「まちづくりルール」に基づく、ハード・ソフトのグランドレベル環境整備	1999年 元町仲通り街並み誘導型地区地区計画、同地区街づくり協定策定	商店街 (道路)	3大都市圏 周辺部	地元主導型	<ul style="list-style-type: none"> ハード施策（歩行空間の確保・歩車共存空間の形成）からソフト施策への段階的な取組の実施 複数の地域組織を束ねる協議会の設置
B	大丸有地区 東京都 千代田区	オフィス街の道路空間を人が中心の“アーバンリビングルーム”に	2000年 まちづくりガイドラインの策定	業務地区 (道路)	3大都市圏 中心部	民間企業主導型	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による個々の建物単位の開発から官民協働体制によるニア単位の取組への展開 社会・経済情勢の変化やまちづくりの進展の状況に応じた改訂をコンセプトとする「進化するガイドライン」に基づく取組
C	天神明治通り地区 福岡県 福岡市	官民連携の推進体制による落ち着きと品格のあるビジネスストリートの形成	2006年 We Love 天神協議会設立	業務地区 (道路)	地方 中核都市	中間組織主導型	<ul style="list-style-type: none"> エリアの一体的な更新を推進するための協議会の設置と、開発事業を促進する規制緩和 沿道景観のビジョンや、建物と歩道の連続性を高めるデザインガイドラインの策定
D	花園町通り地区 愛媛県 松山市	車中心から地域のコモンスペースへ街路空間リノベーション	2011年 都市計画マスターplan策定	中心市街地 (道路)	地方 中核市	自治体主導型	<ul style="list-style-type: none"> 花園町通りの空間改変事業（道路空間再配分と無電柱化）の都市計画マスターplanへの位置づけ 公民学連携のまちづくり推進のための松山市都市再生協議会、松山アーバンデザインセンターの設置
E	豊田市都心地区 愛知県 豊田市	「つかう」の視点に基づく計画づくりをもとに多様な主体の間で取組の方向性を共有する	2012年 「豊田の都心・交通を考える会」発足	駅前（駅前広場・広場・道路）	3大都市圏 周辺部	自治体主導型	<ul style="list-style-type: none"> 都心空間整備にあたり「つかう」と「つくる」の両輪の発想が盛り込まれた「都心環境ビジョン」の策定 「都心地区空間デザイン基本計画」による、官民の多様な主体間での空間デザインの視覚的な指針の共有
F	長門湯本地区 山口県 長門市	大手観光事業者と地域が協働し“オソト天国”的実現を目指す温泉街の再生	2015年 市による老舗ホテルの用地取得	温泉街 (河川・道路・広場)	地方都市	自治体主導型	<ul style="list-style-type: none"> 長門市による用地取得と民間事業者の誘致、および当該事業者へのマスターplan検討の業務委託 まちづくりの専門家、地元事業者を交えた、計画推進のための体制づくり

5. 2 デザインのポイントにおける事例の類型化

「デザインのポイント」パートにおいては、前掲の表に示す通り、以下の 3 つの観点から事例の類型化を行った。

- ・空間タイプ：対象とする空間の用途を基にした類型化
 - ・都市規模類型：取組が実施されるエリアが位置する都市の規模を基にした類型化
 - ・主要プレイヤー類型：取組に関連する主要なプレイヤー（自治体、地元住民・組織、企業等）を基にした類型化

さらに、時代背景と取組の特徴の関係について示すため、各時期の国の施策と、各事例の主要な取組を一覧化した年表を作成した。



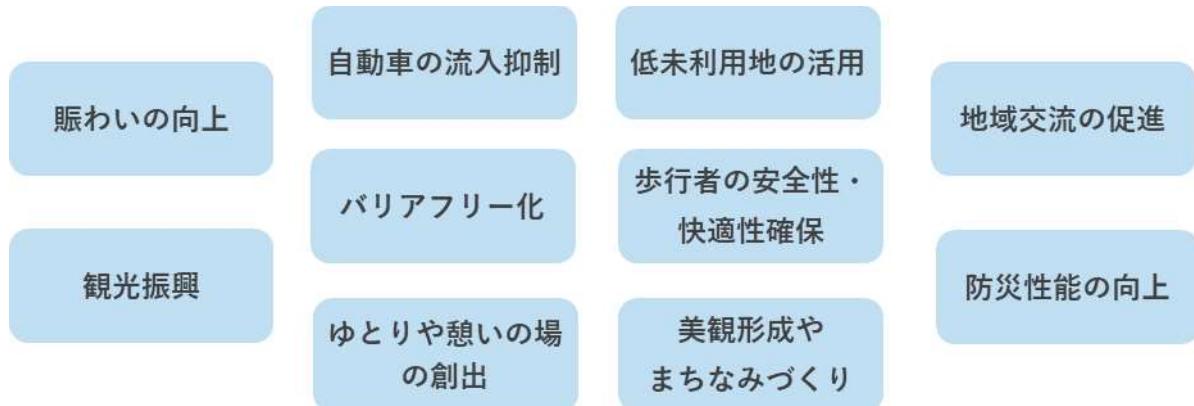
5. 3 全国事例における事例の収集

「全国事例」においては、「ビジョン」「体制」「空間デザイン」「アクティビティ」「育成・管理」の5つの要素のうち、少なくとも1つ以上の要素で注目すべき点がみられるものを取り上げ、以下に示す92事例を選定した。

ID	都道府県	市区町村	地区名	ID	都道府県	市区町村	地区名
1	北海道	札幌市	札幌北2条西4地区	47	愛知県	半田市	半田運河周辺地区
2	北海道	札幌市	創成川公園	48	愛知県	春日井市	高蔵寺ニュータウン
3	北海道	江差町	中歌姥神地区	49	愛知県	碧南市	大浜地区
4	青森県	黒石市	こみせ通り	50	愛知県	豊田市	桜町地区
5	岩手県	紫波町	オガールエリア	51	愛知県	犬山市	犬山城下町地区
6	宮城県	仙台市	定禅寺通	52	滋賀県	彦根市	彦根市本町地区
7	宮城県	女川町	女川駅前レンガみち周辺地区	53	滋賀県	長浜市	長浜市中心市街地地区
8	山形県	金山町	金山町中心市街地地区	54	京都府	京都市	祇園町南側地区
9	茨城県	下妻市	砂沼周辺地区	55	京都府	福知山市	福知山駅正面周辺地区
10	茨城県	桜川市	真壁地区	56	大阪府	大阪市	御堂筋
11	栃木県	栃木市	旧日光例幣使街道・巴波川周辺地区	57	大阪府	大阪市	道頓堀川
12	群馬県	草津町	草津温泉湯畑周辺地区	58	大阪府	大阪市	法善寺横丁
13	埼玉県	さいたま市	おおみやストリートテラス	59	大阪府	大阪市	中之島公園
14	埼玉県	川越市	大正浪漫夢通り	60	大阪府	池田市	栄本町地区
15	埼玉県	狭山市	狭山スカイテラス	61	大阪府	河内長野市	河内長野駅南地区
16	千葉県	柏市	柏の葉アクアテラス	62	兵庫県	神戸市	北野
17	千葉県	柏市	柏の葉キャンパス駅桜並木	63	兵庫県	神戸市	三宮中央通り
18	東京都	新宿区	神楽坂地区	64	兵庫県	姫路市	姫路駅周辺地区
19	東京都	目黒区	自由が丘地区	65	兵庫県	新温泉町	湯村温泉
20	東京都	中野区	中野四季の森公園	66	奈良県	桜井市	長谷寺門前町周辺
21	東京都	豊島区	南池袋公園・グリーン大通り	67	奈良県	天川村	洞川温泉地区
22	東京都	板橋区	加賀地区	68	鳥取県	倉吉市	倉吉打吹地区
23	東京都	江戸川区	新川千本桜沿川地区	69	鳥取県	境港市	JR境港駅前地区
24	東京都	調布市	深大寺周辺地区	70	島根県	出雲市	神門通り地区
25	東京都	調布市	旧調布富士見町住宅地区	71	島根県	津和野町	津和野本町・祇園丁通り
26	神奈川県	横浜市	グランモール公園	72	岡山県	倉敷市	倉敷駅周辺地区
27	新潟県	長岡市	長岡市中心市街地地区	73	広島県	尾道市	尾道・向島地区
28	新潟県	南魚沼市	三国街道塩沢宿 牧之通り地区	74	広島県	福山市	福山本通・福山本通船町商店街
29	富山県	富山市	富山グランドプラザ	75	山口県	下関市	下関駅にぎわいプロジェクト地区
30	石川県	金沢市	せせらぎ通り	76	山口県	防府市	宮市・国衙地区
31	石川県	加賀市	加賀橋立地区	77	山口県	柳井市	柳井駅周辺地区
32	福井県	福井市	福井駅西口中央地区	78	愛媛県	松山市	道後温泉本館周辺地区
33	福井県	大野市	城下町地区	79	福岡県	北九州市	門司港レトロ地区
34	福井県	勝山市	大清水空間	80	福岡県	福岡市	博多駅・はかた駅前通り
35	福井県	越前市	蔵の辻	81	福岡県	福岡市	福岡博多の屋台
36	山梨県	山中湖村	ゆいの広場ひらり	82	福岡県	八女市	福島地区
37	長野県	長野市	善光寺表参道地区（長野中央通り）	83	福岡県	太宰府市	太宰府天満宮参道
38	長野県	松本市	お城周辺地区第2ブロック	84	佐賀県	佐賀市	佐賀市中心市街地地区
39	長野県	軽井沢町	ハルニレテラス	85	佐賀県	佐賀市	こころざしのもり
40	長野県	小布施町	脩然楼周辺	86	佐賀県	唐津市	唐津市中心市街地地区
41	岐阜県	高山市	高山市中心市街地地区	87	熊本県	熊本市	熊本市桜町地区
42	岐阜県	多治見市	虎渓用水広場	88	熊本県	人吉市	鍛冶屋町通り
43	岐阜県	各務原市	旧鵜沼宿・旧中山道地区	89	熊本県	山鹿市	山鹿湯まち地区
44	岐阜県	飛騨市	古川地区	90	大分県	由布市	湯の坪街道
45	静岡県	熱海市	仲見世通り地区	91	宮崎県	日南市	油津商店街
46	愛知県	岡崎市	籠田公園	92	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市中町地区

5. 4 全国事例における事例の類型化

「全国事例」においては、全国の地方公共団体等が参考にする際の指標として、各事例の取組の背景にある取組の目的を基に類型化を行った。結果、以下に示す10個の項目に取組の目的を類型化した。



6. 「ウォーカブルな人中心のパブリック空間」

形成のためのポイントの整理

6. 「ウォーカブルな人を中心のパブリック空間」形成のためのポイントの整理

6. 1 グランドレベルデザインの要点の整理

グランドレベルデザインの五つの要素（ビジョン・体制・空間デザイン・アクティビティ・育成・管理）について、グランドレベル質を高めるための要点および要点を簡潔に示すキーワードを整理し、以下の表にまとめた。

要素	要点	キーワード
 ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な主体間で一体的な取組を進めるために、地域の将来像を関係者で共有 将来像実現のために必要な取組や取組の方針を定めた計画を共有 	地域の将来像を共有する ビジョンづくり
	<ul style="list-style-type: none"> 将来像実現のための取組を定める 計画づくり 	
 体制	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担や取組の考え方を共有するための多様な主体間が連携する場の構築 空間の継続的な利活用を推進するための実行力の構築 	多様なプレイヤーが連携する体制づくり 空間の利活用を持続・促進させる 体制づくり
 空間デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための快適性・安全性の向上や文化的個性等の創出 	誰もが安全で円滑に移動できる環境づくり 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン 緑や水などの自然を感じられる環境づくり 回遊性が高まる歩行者ネットワークづくり
 アクティビティの誘発 (企画・運営)	<ul style="list-style-type: none"> 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための交流機会や活気の創出 自発的で多様なアクティビティを誘発するための企画・運営 	空間へのコンテンツ・サービス導入 多様な活動ができる環境整備 ユーザーの参画促進
 育成・管理	<ul style="list-style-type: none"> 人々が訪れたくなる魅力的な空間であり続けるとともに、変化するニーズに対応しながら空間の価値を高めるための持続的な取組 	ハードの質を持続させる育成・管理 取組を継続させる事業性の確保

6. 2 取組の要素ごとのキーワード・手法の整理

五つの要素ごとに、キーワードおよびキーワードに関連する実現手法を整理し、その内容をまとめた。



ビジョン Vision

- ・ 地域における多様な主体間で一体的な取組を進めるために、地域の将来像を関係者で共有
- ・ 将来像実現のために必要な取組や取組方針を定めた計画を共有

KEYWORD 1. 地域の将来像を共有するビジョンづくり

- ・ エリア全体が一体となってグランドレベルのデザインを進めていくためには、公共や民間など、様々な主体の取組の足並みをそろえることが重要です。
- ・ そのためには、エリアで地域の将来像やそのコンセプト、空間・活動のイメージを具体的に共有していくことが求められます。
- ・ このような共有の際には、自治体、企業、地権者、住民、まちづくり団体、大学等のまちづくりに取り組む者、関心がある者、活動の実施にあたり関係がある者が参画し、議論を行い、目指すべき将来像のコンセプトやイメージをとりまとめ、地域が共有できるまちづくりビジョン等の資料を作成することが有効となります。

実現のための手法

- ・ 自治体、企業、地権者、住民、まちづくり団体、大学等地域のまちづくりに参画する者によるビジョンの策定
- ・ 将来像の考え方を示すコンセプトの構築やキャッチフレーズの作成
- ・ 将来像を視覚的に示すビジュアルイメージの作成

つながる。生まれる。あふれ出す。

People Place Project.

複合性、回遊性、沿道性、持続可能性



「天神明治通りグランドデザイン2009」

福岡市天神地区における明治通りを対象に、まちの将来像、指針、実現方策が示される。

KEYWORD 2. 将来像実現のための取組を定める計画づくり

- ・ エリアで共有する地域の将来像を実現していくためには、必要な取組やその工程、役割分担を明確化し、共有する必要があります。
- ・ そのためには、将来像実現に向けた取組と工程、役割分担を定めた計画を策定する必要があります。また、連携しながら計画に基づく取組を推進することも重要です。
- ・ 策定する計画としては、地区計画等の法的な位置づけのあるものに加えて、地域のまちづくりに参画する者によって取りまとめられた任意の計画やデザインガイドライン等があります。
- ・ 空間的な形態・意匠などのハードに加えて、用途の誘導や情報発信、イベント等のソフト面の取組についても、方針の策定やイメージの具体化を行うことが、グランドレベルの質の向上には有効です。

実現のための手法

- ・ 地区計画等、法的に位置づけられた計画の策定
- ・ 任意のまちづくり計画やデザインガイドライン等の策定
- ・ ハード・ソフト両面の取組のイメージ・方針のとりまとめ

① 新豊田駅前東口広場



③ 西口バスターミナル



② 西口デッキ広場



④ シティプラザ



「豊田市都心地区空間デザイン基本計画」

豊田市都心地区的公共空間（広場、アーバンファニチャ等）のデザインイメージを具体的に示し、空間デザインにおける視覚的な指針を共有している。



体制 Teaming

- ・ 役割分担や取組の考え方を共有するための多様な主体間が連携する場の構築
- ・ 空間の継続的な利活用を推進するための実行力の構築

KEYWORD 1. 多様なプレイヤーが連携する体制づくり

- グランドレベルデザインに関する取組内容を地域のまちづくりに参画する者の間で共有する上では、自治体、企業、地権者、地元住民、まちづくり団体、大学等の、地域のまちづくりに参画する者が一堂に会し、連携するための体制・組織を構築することが有効です。
- また、多様な主体が連携するためには、地域内部の人材だけではなく、外部の視点から取組の方向性について助言を受けられる全国で実績を有する専門人材や中間支援組織の活用も有効です。さらに、各主体の取組をコーディネートしてくれる地元の中間支援組織の活用や中間支援組織の機能を担う可能性のある組織の発掘や育成を行うことが効果的です。

実現のための手法

- 公民学連携のプラットフォームの設立・運営
- 地域のまちづくりを参画する者をまとめる体制、組織の設立・運営
- まちづくりの専門人材・中間支援組織の活用



- ✓ グランドデザイン（まちの将来像）の作成と運用
- ✓ 地権者間および行政、We Love天神協議会等との調整・連携
- ✓ 街づくりに関する調査・研究
- ✓ 公的施設の整備・管理計画の作成
- ✓ その他本会の目的を達成するための活動

「天神明治通り街づくり協議会（MDC）」とその役割
福岡市天神明治通り地区における200を超える地権者との意見交換の実施など、関係者間の合意形成を図り、グランドデザイン（まちの将来像）のとりまとめ等を実施している。

KEYWORD 2. 空間の利活用を持続・促進させる体制づくり

- グランドレベルデザインの質を高め、持続させるためには、空間の整備後の利活用や維持管理に関する担い手を確保することが重要です。近年、地域の賑わいの創出や人々を惹きつける魅力的な空間形成のために、人々の活動の育成や空間利活用の促進に注目した取組が多く行われています。
- 空間の利活用・維持管理の取組を推進していくためには、自治体だけではなく、地元の企業や住民などを含めた、より地域に根付いた体制が求められます。
- このような体制づくりを進める際には、空間を活用して活動したい人や団体を発掘するとともに、自治体の支援のもと、利用者の活動内容に応じた組織の設立などが有効です。
- また、体制づくりの過程においては、実証実験を積み重ねることで、様々な関係者を巻き込みながら、課題抽出や効果検証を行っていくことも効果的です。

実現のための手法

- 市民の参加機会づくり（実証実験、ワークショップ、イベント）
- 利用者を中心に据えた組織の設立・運営



「新とよパークパートナーズ」
豊田市において整備された「新とよパーク」の運営組織。実際の利活用の主体である市民団体等が参画することで、持続的な空間の利活用・運営を推進している。



空間デザイン Space Design

- 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための快適性・安全性の向上や文化的個性等の創出

KEYWORD 1. 誰もが安全で円滑に移動できる環境づくり

- 誰もが安心して活動できるまちなかづくりを進めるためには、空間の安全性や移動における円滑性を高めることが必要になります。そのためには、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず多様な人々が利用することを想定しながら、歩行者中心の視点で環境づくりを行うことが重要です。
- 具体的な手法としては、支障なく歩行者のすれ違いを可能とし、滞留空間を創出するような歩道の拡幅や、車両の進入抑制等による歩行者中心の交通環境の実現、障害物の除去や段差の解消等によるユニバーサルデザインの推進等が挙げられます。

実現のための手法

- 歩きやすさを高めるための歩道の拡幅
- 安心して歩ける歩行者中心の交通環境の実現
- ユニバーサルデザイン



「花園町通り」

松山市の花園町通りでは、道路空間再配分事業の実施により、車道を削減し、歩行者空間の拡充を実現している。

KEYWORD 2. 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

- 魅力的なまちなかを創出するためには、多様な活動を受け止める設えを備えた空間とすること、誰もが利用・アクセスしやすいオープンな空間とすること、さらに人々がその場に滞留したくなる快適性をもつ空間とすること等が重要になります。
- 具体的な手法としては、滞留を可能にする座り場の確保・管理、滞留空間の魅力を高める眺望の確保、安心感や快適性を高めるための滞留空間の歩行者動線からの分離、人々が集まることのできるゆとりあるオープンスペースの設置などが挙げられます。

実現のための手法

- 座り場の確保・管理
- 適切な「眺め」の確保
- 歩行者動線から分離された滞留空間の確保
- ゆとりあるオープンスペースの形成（沿道・広場）



「とよしば」

豊田市のとよしばでは、街路に対して、芝生広場を境界なくシームレスに配置し、人々の憩いの場として活用されている。

KEYWORD 3. 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン

- まちなかが人を惹きつける場所となるには、沿道建築物が魅力をもつことも重要な要素になります。そのためには、地域の歴史や文化的な特徴を背景に、地域の個性が活かされた沿道建築物であること、沿道建築物と街路が調和することが求められます。
 - とくに賑わい形成の観点では、建築物の低層部において飲食や交流等の活動を促す用途を導入したり、建築物低層部を街路に対して開くことで建築物内部の活動を可視化することなどの仕掛けが重要になります。
 - 具体的な手法としては、建築物およびサイン、照明等の形態・意匠の統一、デザインコード等による地域の個性の表現、建築物低層部への賑わい機能の導入および建築物低層部壁面の透明化等が挙げられます。

実現のための手法

- 建築物の意匠・形態の統一
 - サイン・照明等の意匠・形態の統一
 - 地域の個性の表現（デザインコードの設定等）
 - 賑わいを促す建物低層部（低層部への賑わい機能の導入）
 - 建物低層部の街路への開放（低層部の透明化）



「元町の景観」

横浜市元町地区では、個性的な専門店の集積が元町らしさとされ、建築物の用途が制限されるほか、形態・意匠面において壁面後退により沿道建築物の壁面線の統一化が図られるとともに、外壁の基調色に関するルールも示されており、統一感のあるまちなみが形成されている。

KEYWORD 4. 緑や水などの自然を感じられる環境づくり

- まちなかの魅力を高めるためには、緑や水などの自然を感じられる環境づくりを行っていくことも重要です。街路樹や沿道の植栽、地域を流れる川などの自然要素に配慮しながら計画を行うことが必要です。
 - とくに街路空間においては、街路樹は景観の向上、緑陰の確保による快適性の向上、大気の浄化等、重要な機能をもっていることから、これら街路樹の魅力や生育環境の向上のための工夫が求められます。
 - 具体的な手法としては、地域の歴史・文化等を踏まえた樹種の選定や、人の歩行・滞留箇所に対する緑陰の確保、樹木の根上がり等を考慮した植栽基盤の設計、人に近い水辺空間の確保等が挙げられます。

実現のための手法

- 地域の歴史・文化等を踏まえた樹種の選定
 - 人の歩行・滞留箇所に対する緑陰の確保
 - 根上がり等を考慮した植栽基盤の設計
 - 人に近い水辺空間の確保



「花園町通りにおける街路樹」

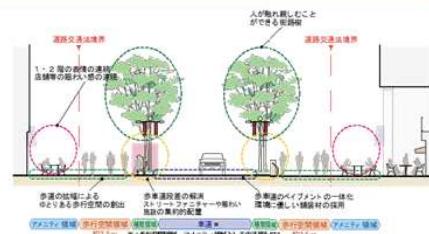
松山市花園町通りでは、イチョウ並木を生かした街路景観が形成されるとともに、沿道住民との協議のもと多様な植栽が設置されている。

KEYWORD 5. 回遊性が高まる歩行者ネットワークづくり

- 人々が歩きたくなるまちなかとして魅力向上を図るために、まちの回遊性を高めることが必要です。そのためには、エリアが一体となり、人々が歩き・滞留したくなる空間を途切れなく整備することで、歩行者ネットワークを形成していくことが有効です。
 - 具体的な手法としては、人々の活動空間と移動空間がつながるように民地や広場、街路等を一体的に計画すること、場所の魅力を楽しみながら移動できるようテーマ性をもった街路空間を形成すること等が挙げられます。

実現のための手法

- 民地や広場、街路等の一体的な計画の策定
 - テーマ性をもった街路空間の形成



「丸の内仲通り」

東京都大丸有地区の丸の内仲通りでは、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドラインにより、ストリートファニチャーや公開空地の配置の考え方が示され、賑わいが連續するようなデザインが行われている。



アクティビティ の誘発(企画・運営)

Promoting of Activity

- 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための交流機会や活気の創出
- 自発的で多様なアクティビティを誘発するための企画・運営

KEYWORD 1. 空間へのコンテンツ・サービス導入

- まちなかの活気や交流の機会を創出するためには、空間に賑わいを生み出す機能を導入することが有効です。具体的には、交流や健康維持に関する屋外でのイベントの実施や、広場等におけるキッチンカー・仮設店舗の導入、沿道店舗からの溢れ出し等が手法として挙げられます。

実現のための手法

- 街路・広場を活用したイベントの実施
- キッチンカー、仮設店舗の導入
- 沿道店舗からの溢れ出し



「丸の内アーバンテラス」

東京都大丸有地区の丸の内仲通りでは、路上を活用したテーブル・椅子が設置されるとともに、キッチンカーの営業等が実施されている。

KEYWORD 2. 多様な活動ができる環境整備

- 多様な人々の多様な活動があふれていることは、まちなかの魅力の向上につながり、さらに人々が惹きつけられ活動を生む、という好循環を生み出します。
- 多様な活動を促進するためには、禁止事項を並べるのではなく多様な活動が可能となるルールづくり、人々が利活用できるオープンスペースがまちなかで提供されていること、活動を支える電源やWi-Fi、給排水設備等が設置されていること、活動を育て、人々のやりたい活動を発展させるための社会実験の実施を通じた試行実証が手法として挙げられます。

実現のための手法

- 多様な活動が可能となるルールづくり
- 人々が利活用できるオープンスペースの提供
- 電源、WiFi設備、給排水設備等の設置
- 社会実験の実施を通じた試行実証



「新とよパーク」

豊田市の新とよパークでは、実証実験を経て、空間の利活用ニーズに応じた環境整備とルールづくりを実施。スケートボードや火気使用を行うBBQなど多様なアクティビティが誘発されている。

KEYWORD 3. ユーザーの参画促進

- まちなかにおける活動を持続させていくためには、空間のユーザーを発掘するとともに、ユーザーが継続的に利用できる環境・仕組みの構築が求められます。
- ユーザーの空間の利活用を促進する上では、利活用に関する手続きをわかりやすく表示し、利活用に係る負担を下げる等の手法が挙げられます。また、より積極的な関わりをユーザーに求めていく際には、ユーザーを巻き込んだ運営組織の構築なども有効です。

実現のための手法

- 空間の利活用の手続きに関するわかりやすい表示
- 空間を利活用しやすいルールづくり
- ユーザーを巻き込んだ運営（体制と連動）



「新とよパーク」

豊田市の新とよパークでは、広場の利用に係るルールをつくり、わかりやすく掲示することで利活用を推進している。



育成・管理

Cultivation and
Maintenance

- 人々が訪れたくなる魅力的な空間であり続けるとともに、変化するニーズに対応しながら空間の価値を高めるための持続的な取組

KEYWORD 1. ハードの質を持続させる育成・管理

- 空間を構成する個々の要素（ハード）の質を持続させることは、空間の魅力を維持し、常に人々が訪れたくなる状態にする上で重要です。そのためには、単に維持管理を行うということではなく、変化するニーズ等に対応しながら空間の価値を高めていくといった、育成する視点も重要になります。
- このようなハードの育成・管理は、行政のみで行える場合もあれば、経済的・制度的な理由で、難しい場合もあります。その場合、公民連携で取組を行う仕組みを構築することも1つの方法です。
- 例えば、日ごろの清掃活動や街路樹・植栽、座り場の管理等を沿道住民等が担うことが挙げられます。また、路面の補修等においても、沿道住民等から行政に舗装材の寄付を行い、状態を維持するという手法があります。このような公民連携の仕組みの構築する上では、街路樹であれば、樹種の選定や入れ替え等ハード整備を検討する段階から育成・管理を見据えて、行政と沿道住民等の間で十分に協議を行うことが必要です。

実現のための手法

- 日ごろからの清掃活動
- 街路樹・植栽の管理
- 座り場の管理
- 住民参加による育成・管理の仕組みの構築



「花園町通り」

松山市花園町通りでは、松山市と地元商店街が協定を締結することで、地元が主体的に植栽の維持管理を実施している。

KEYWORD 2. 取組を継続させる事業性の確保

- 空間の育成・管理に関する取組を継続させるためには、取組のための資金の確保が必要となります。
- そのためには、あらかじめ行政においてランニングコストを踏まえた予算計画をたてることや、空間の計画・設計段階においてランニングコストを踏まえた民間事業者による事業モデルを検討しておくこと、空間の利活用により一定の収益が見込めるように事業を組み立てて行く等の手法が考えられます。具体的には、公共空間等を活用した収益事業の実施や広告の設置、収益を生み出す資産の形成等が挙げられます。
- また、地域の将来像実現のためまちづくり活動に賛同する方々から会費等を徴収することも考えられます。

実現のための手法

- ランニングコストを踏まえた予算計画・事業モデルの検討
- 空間の利活用による収益の確保
- まちづくり活動に賛同する方々からの会費等の徴収



「明治通り沿いの公開空地の活用」

福岡市では、「公開空地等活用計画の登録制度」に登録された公開空地において、公益性のあるイベントなどにおいては、物販やサービスの提供が認められ、その収益の一部がまちづくり協力金として、計画を策定した地域まちづくり協議会に還元される仕組みが運用されている。上掲写真に示す福岡銀行本店の公開空地は、「We Love 天神協議会 公開空地等活用計画」に登録されており、柔軟な利活用が行われている。

7. 事例集の作成

7. 事例集の作成

7. 1 事例集の作成

前章までの検討内容をとりまとめ、事例集（案）を作成した。事例集の目次を下記に示す。

【事例集の目次】

はじめに

1章 人を中心のまちなかづくりに向けて

居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりへの期待

居心地が良く歩きたくなるまちなかとは

グランドレベルデザインの重要性

2章 グランドレベルデザインのポイント

グランドレベルデザインの基本的な考え方

具体事例からみるデザインのポイント

A. 横浜元町地区

B. 大丸有地区

C. 天神明治通り地区

D. 花園町通り地区

E. 豊田市都心地区

F. 長門湯本地区

グランドレベルデザイン関連年表

居心地が良く歩きたくなる空間形成や利活用に関する主な制度

3章 グランドレベルデザインの全国事例

全国事例作成の趣旨

全国事例の見方

全国事例の誌面構成

掲載地区一覧と事例紹介

全国事例MAP

全国事例リスト

巻末資料

参考資料・図版出典一覧

次頁以降において、作成した事例集を掲載する。